

岡山甲南会 会則

制 定 昭和56年12月20日
改 定 昭和61年 3月 9日
改 定 平成 7年 6月10日
改 定 平成11年 7月25日

1. 本会は岡山甲南会と称する。
2. 本会は会員相互並びに母校との親睦を図ることを目的とする。
3. 本会は次の者を以って会員とする。
甲南学園卒業者で岡山県在住者などで入会を希望した者。
4. 本会に次の役員を置く。
会 長 1名
副会長 3名
幹 事 若干名
監 事 2名以上

会長、副会長及び監事は「岡山甲南祭」においてこれを選出し、幹事は会長が会員の中より委嘱する。役員の任期は2年とする。但し留任を妨げない。

5. 本会は年1回の「岡山甲南祭」を開催する。又、同好会、同期会を行う。
6. 年会費は2,000円とする。
7. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以って終るものとする。
8. 本会則の改定は「岡山甲南祭」で行う。